福島県介護施設再開等支援事業　実施要領

第１　趣旨

　　　この要領は、福島県介護施設再開等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

　　に基づき実施する福島県からの委託事業「福島県介護施設再開等支援事業」について、補助の要件等を定めるものである。

　　　なお、当該事業は、避難指示が解除された区域で再開している介護保険施設（以下「再

　　開施設」という。）においては、震災の影響により介護職員が確保できず、職員不足により定

　　員まで入所者を受け入れることができない状況にあることから、全国の社会福祉法人等（以

　　下「社会福祉法人等」という。）に在籍する介護職員が応援を行うことにより、入所者の受入

促進と、職員の教育体制の充実を図ることを目的とする。

第２　実施主体

　　(1) 要綱別表１に掲げる「社会福祉法人等」は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

　　　ア　特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等

　　　イ　介護福祉士の資格を有する職員の応援が可能な社会福祉法人等

　　(2) 要綱別表２及び３に掲げる「再開施設」は、次の施設とする。

　　　　双葉郡の町村、南相馬市小高区、飯舘村、田村市都路にある介護保険施設

第３　補助金の算定

　　(1) 補助金申請額の算定方法

　　　　要綱別表１から３に定める補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等収入

　　　を除いた額）について、同表に定める補助基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少

　　　ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これ

　　　を切り捨てるものとする。

　　(2) 補助対象経費

　　　ア　補助対象経費は、要綱別表１から３に掲げるとおりとする。

　　　イ　要綱別表１及び２については、再開施設へ同一の介護職員が連続して３ヶ月以上応援

　　　　を行う場合の経費を対象とする。

　　　ウ　次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

　　　　(ｱ) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費

　　　　(ｲ) 他からの転用が可能と認められる機器等

　　　　(ｳ) 補助事業者の打ち合わせ会議等に要する経費

　　　　(ｴ) 敷金等の後日返還される経費

第４　交付申請書の提出

　　　補助金の交付申請に当たって、要綱第３条第２項第３号に規定するその他一般社団法人福

島県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類は、次のとおりとする。

　　　なお、申請は､申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとする。

　　(1) 要綱別表１に係る申請

　　　ア　職員の応援に係る計画書（要領様式第１号）

　　　イ　応援職員の給与等の額が分かる書類

　　(2) 要綱別表２に係る申請

　　　ア　応援職員に対して支払う給与等相当額が分かる書類

　　(3) 要綱別表３に係る申請

　　　ア　送迎車両の賃貸契約にかかる契約書等

イ　広告掲載費等の見積書等

第５　実績報告

　　　実績報告に当たって、要綱第１０条第１項第３号に規定するその他会長が必要と認め

る書類は、次のとおりとする。

　　　なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

　　(1) 要綱別表１に係る実績報告

　　　ア　応援職員の赴任旅費に係る支給台帳等

　　　イ　転居や帰省等のために要した交通費を証する領収書等

ウ　住宅の借上げに要した初期費用、月額家賃を証する領収書等

エ　応援職員の給与に係る支給台帳等

　　(2) 要綱別表２に係る実績報告

　　　ア　応援職員の出勤簿等

　　　イ　応援元の社会福祉法人等への給与相当額の支払を証する書類

　　(3) 要綱別表３に係る実績報告

　　　ア　送迎車輌の経費に係るもの

　　　 (ｱ)　車検証

　　　 (ｲ) 送迎車輌の写真

　　　 (ｳ)　送迎車輌の維持管理に要した経費の領収書等

　　　イ　求人活動の経費に係るもの

　　　 (ｱ)　実施した求人活動の内容が分かる書類

　　　 (ｲ) 求人活動経費に要した経費の領収書等

　　附　　則

　この要領は、令和７年４月１日から施行する。